

写

札法第778号

平成27年(2015年)9月30日

札幌市議会議長

鈴木健雄様

札幌市長 秋元克広

正誤表の送付について

平成27年9月10日付け札法第692号をもって送付した議案第10号 札幌市個人番号利用条例案に誤記があったため、裏面のとおり正誤表を送付いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

正 誤 表

議案第10号 札幌市個人番号利用条例案の一部に誤記がありましたので、下記の箇所の訂正をお願いします。

記

(注) 下線の部分が訂正箇所です。

・市長提出議案等24頁

【誤】第3条 市は、法第3条の基本理念にのっとり、個人番号その他の特定個人情報取扱いの適性を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号の利用に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

【正】第3条 市は、法第3条の基本理念にのっとり、個人番号その他の特定個人情報取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号の利用に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。